

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月26日認可した。

平成19年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
飯山町東小川土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）浦池1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）浦池2号地区
坂出市西庄町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）本条池地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下所東股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本鴨上井手地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）樋ノ本地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山樋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鴨庄下藤木東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松縁塚田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松縁踊田下地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）揚北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）真元地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）古田上所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中村上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北山地区